

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第39号

平成22年度から平成25年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの患者等給食業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成22年8月3日

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
理事長 高杉 豊

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託契約の名称

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター患者等給食業務の委託契約

#### (2) 履行期間

平成22年12月15日から平成26年3月31日まで

#### (3) 履行場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

### 2 入札に参加する者に必要な資格

#### (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

#### (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

#### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従

前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められた者を除く。）
  - イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められた者を除く。）
  - ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2に規定する業務を適正に行う能力のある者として医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に掲げる基準に適合していること。
- (9) 平成20年4月1日からこの公告の日までに、3個所（うち1個所以上は、病床数が300床以上の病院であること。）以上の病院において患者給食業務委託契約を締結し、そのすべてを誠実に履行していること。
- (10) 申請日現在において、3年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、参加を希望する契約業務を法人の目的としていることが、商業登記簿謄本により確認できること。
- (11) 生産物賠償責任保険又は製造物責任保険（PL保険）に加入していること。
- (12) 従業員に対し、年3回以上の安全衛生教育を実施していること。
- (13) 病院患者給食において、過去2年以内に食中毒により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による営業停止処分を受けていないこと。ただし、病院患者給食以外で同法第55条による営業停止処分を受けた場合にあっては、処分を受けた日から申請日までに3ヶ月以上を経過していること。
- (14) 病院患者給食において、衛生管理等の給食管理業務を維持向上させるためISO9001を取得していること。

(15) 平成21・22年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「病院給食(種別コード127)」に登録されている者であること。  
なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

(TEL (06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局建設工事契約課業務管理グループ

イ 申請の方法

(ア) 大阪府電子調達システム (URL (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)) において、必要な事項を入力し、送信する。

(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成22年8月18日(水)午後4時

なお、添付書類は、同日(水)午後4時までに必着とすること。

エ その他

詳細は、イ(ア)の大阪府電子調達システムの説明による。

### 3 入札参加資格審査及び入札の手続

(1) この入札に参加を希望する者は、平成22年8月18日(水)までに次に掲げる書類を提出し、地方独立行政法人大阪府立病院機構呼吸器・アレルギー医療センターの確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 2(9) の基準に適合することを証する財団法人医療関連サービス振興会が発行する医療関連サービスマーク認定証書の写し、その他基準に適合することを証する書類

ウ 2(10) の実績を証する取引証明書又は契約書の写し(原本持参のこと)

エ 2(11)の商業登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの)の写し及び営業経歴書

オ 2(12)の生産物賠償責任保険証又は製造物責任保険(PL保険)に加入していることを証する書類の写し(原本持参のこと)

カ 2(13)の安全衛生教育を実施していることを証する書類

キ 2(14)の営業停止処分を受けていないことを証する書類

ク 2(15)のISO9001を取得していることを証する書類の写し(原本持参のこと)

(2) 提出期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格があると認められなかった者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、平成22年8月23日(月)までに申請者に通知する。

- (4) 入札参加資格審査申請書類の交付場所及び提出場所、入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先  
〒583 - 8588 羽曳野市はびきの三丁目7番1号  
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター事務局総務・人事グループ (TEL(072)957-2121 内線2605)
- (5) 資格の有効期間は、資格を付与された日から、この入札により契約者が決定される日までとする。
- (6) 入札参加資格審査申請書類の交付期間及び提出期間並びに入札説明書等の交付期間  
平成22年8月3日(火)から同月18日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年9月13日(月) 午前10時

イ 場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター管理診療棟2階 第1会議室

ウ その他

入札書は、入札参加資格者(代理人を含む。)が持参するものとし、郵送は認めない。

(9) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において2の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(4) 契約書作成の要否

契約書を作成する。

(5) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター事務局総務・人事グループ

イ 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。